

【商品概要説明書】

スーパー期日指定定期預金

(平成28年4月1日現在適用中)

<p>1. 商品名 (愛称)</p>	<p>・自動継続期日指定定期預金 愛称：スーパー期日指定定期預金</p>
<p>2. 販売対象</p>	<p>・個人のみ</p>
<p>3. 期間 ・自動継続の 取扱い</p>	<p>・この預金には、払戻に関する期間の定め（満期日）があります。 ・預入日の1年後の応答日から3年までの間の任意の日を、満期日に指定できます。満期日の指定がないときは、最長預入期限（3年）が満期日となります。 ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利継続）の取扱いとなります。ただし、継続の回数は3回を限度とします。</p>
<p>4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位</p>	<p>・当行の口座開設店窓口で預入ができます。なお、課税扱いの場合は、当行本支店等の自動機（HT-2808型に限ります。）でも下記により通帳による預入ができます。 ○定期預金通帳への預入…元利継続のみ可能 ○総合口座通帳への預入…1取引1万円以上1,000円単位 ○現金の場合……………1取引1,000円以上1,000円単位、1百万円以下 ○キャッシュカードの場合…1取引1,000円以上1,000円単位、300万円未満 ただし、通帳中の左上にバーコードが印刷されている通帳に限ります。 ・100円以上300万円未満 ・1円単位</p>
<p>5. 払戻方法</p>	<p>・当行の口座開設店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。 ・預入明細1件の元金の一部金額（1万円以上）について、1ヵ月前までに満期日を通知（指定）することにより払戻すことができます。</p>
<p>6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度</p>	<p>・預入時（または自動継続時）における店頭表示の利率を、次の実際に預けられた期間に応じ適用します。（固定金利） ① 1年以上2年未満 ② 2年以上3年以内 ・自動継続時には、店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。 ・一部払戻をする場合は、払戻する元金部分について預入日からその払戻日までの日数に応じ、上記（1）に定められた利率によって計算し、一部払戻する元金とともに支払います。 ・なお、満期日まで預けられた、一部払戻後の残額（元金）の利息については、満期日（入金口座の解約等により満期日以後となることもあります。）に預入時（自動継続されている場合は、継続時）に定められた利率により計算して支払います。</p>

(3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算とします。 (1年毎の複利計算とは、預入日から1年毎に利息計算を行い、この利息を仮に元本に組入れたものとして、満期日まで反復して利息計算していく方法のことをいいます。)
(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間の源泉徴収税率が、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 金額が1万円以上のものは、総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> 適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	—
13. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)により計算した利息とともに払い戻します。 ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。 ・ 預入期間が6ヵ月未満の場合……………解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合……………2年以上約定利率×40% ・ 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合……………2年以上約定利率×50% ・ 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合……………2年以上約定利率×60% ・ 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合……………2年以上約定利率×70% ・ 預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合……………2年以上約定利率×90%
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
15. 預金取引に関わる ご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日) 【Eメール】info@shizuokachuo-bank.co.jp 一般社団法人全国銀行協会(指定紛争解決機関) <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109(一般電話から)または03-5252-3772(携帯電話・PHSから) 【受付時間】午前9時～午後5時(祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日)